

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和2年3月2日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、令和元年12月6日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、令和元年5月22日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 令和元年10月4日、請求人は、処分庁に対し、介護保険料還付金の収入申告書を提出した。
- 3 処分庁は、令和元年12月6日付けで、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、令和2年3月2日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が、本件決定をしたことは、違法である。不当である。

(2) 審理員が令和2年9月2日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の本件決定に係る説明不足への不満、請求人への対応が不当である旨及び弁明書の内容について異論等がある旨を記載していると解される。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 令和元年12月6日付けの本件決定通知書には、「3 返還決定理由 あなたは、令和元年7月17日に前居住市より介護保険過誤還付金(4月)を8,600円を受給しました。このことは法第63条の規定により「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当し、費用返還の対象となります。そのため、その他の収入として8,600円のうち8,000円をこえる600円について返還を決定します。」との記載がある。

### 2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年3月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至るまでの経緯

(ア) 令和元年6月28日

処分庁職員は、請求人の自宅を訪問し面談を行った。処分庁職員は、請求人に対し、前居住市からの健康保険と介護保険に係る通知を提示するよう求めたところ、請求人は、「今はない、そんなにいっぺんに言われると分からなくなるでしょ。」と不満気に答えた。処分庁職員は、請求人に対し、介護保険過誤還付金(以下「還付金」という。)の有無について確認の必要があるため、必ず来所するよう伝えた。

(イ) 令和元年7月19日

処分庁職員は、前居住市役所に架電し、請求人に係る還付金について詳細の聞き取りを行った。その際、介護保険係の職員から、令和元年4月及び6月分の年金から特別徴収された介護保険料各8,600円の還付が発生していることを聴取した。なお、4月分については令和元年7月8日付けで通知を発送しており、請求人は同月17日に窓口まで受け取りに来ているとのこと。また、6月分については同年8月上旬に通知を発送する予定とのこと。

(ウ) 令和元年7月23日

請求人が来所し、処分庁職員が応対し、途中から査察指導員も同席した。請求人は、府営住宅管理事務所に提出するための保護開始決定通知書の再発行を求めた。処分庁職員及び査察指導員は、再発行不可である旨説明を行った。また、請求人から特定個人情報提供書、民生委員の訪問等に関する質問がなされた。処分庁職員及び査察指導員は、それぞれの制度、運用等について説明を行った。

(エ) 令和元年8月5日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。本日13時来所予定であったが、怪我をして行けなくなったとの連絡であった。処分庁職員は、明日以降の再連絡を指示した。

(オ) 令和元年9月9日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。介護保険料について質問があるので、令和元年9月12日13時に来所すること。

(カ) 令和元年9月11日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。明日来所予定であったが、別の予定があり来所できなくなった。令和元年9月20日15時来所予定とのこと。

(キ) 令和元年9月20日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。本日来所予定であったが、急用のため来所できなくなった。後日入電すること。

(ク) 令和元年9月24日

処分庁職員は、請求人の自宅を訪問するも不在であった。

(ケ) 令和元年9月25日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。処分庁職員は、請求人に対し、処分庁管内への転入に際し、前居住市での還付金が発生していないか尋ねたところ、請求人は、還付金を一部受け取ったことを認める発言がなされた。また、請求人は、介護保険料について処分庁職員からの説明がないと訴えた。処分庁職員は、請求人に対し、先月から請求人来所約束のうえ説明の機会を設けていたが、請求人の来所が実現していないことを指摘したところ、請求人は、「自分にも都合があるから仕方ないでしょ」と答えた。処分庁職員は、請求人に対し、還付金については収入申告を行う必要があることを説明し、法第27条に基づく口頭指導を行った。なお、収入申告書提出の期限を令和元年9月27日とした。

(コ) 令和元年9月27日

請求人が来所し、処分庁職員が応対し、途中から査察指導員も同席した。請求人は、来所前に介護保険課にて介護保険料の説明を受けていたようで、概要については理解した様子で

あった。しかし、請求人は、席に着くなり自身の主張を長々と話し出したが、還付金の受け取りについてはこれを認めた。処分庁職員及び査察指導員は、請求人に対し、前居住市で生じている還付金について、通知書とともに収入申告を令和元年10月4日までに行うよう、再度法第27条に基づき口頭指導を行った。

(サ) 令和元年10月1日

処分庁職員は、前居住市役所に架電し、介護保険係の職員から8月発送予定の通知書の発送日及び還付金受取日について聞き取りを行ったところ、発送日は令和元年8月8日付であり、請求人が同月23日に還付金を受け取りに来たことを聴取した。

(シ) 令和元年10月4日

請求人が来所し、処分庁職員が応対した。処分庁職員は、請求人に対し、前居住市からの還付金について収入申告をする必要があることを再度説明した。請求人は印鑑不所持のことであったが、当該還付金に係る収入申告書及び通知書の写しを収受した。処分庁職員は、請求人に対し、4月分及び6月分還付金(各8,600円)の受領日を尋ねたところ、日時は覚えていないが、通知書発送後に現金手渡しで受け取ったとのことであった。請求人から当該還付金に係る保護費等の返納等について質問がなされた。処分庁職員は、6月分還付金(8,600円)については収入認定のうえ令和元年11月分保護費に収入充当する旨提案したところ、請求人は了承した。なお、4月分還付金(8,600円)については費用返還の書類が整い次第連絡することとした。

(ス) 令和元年10月23日

処分庁職員は、6月分還付金(8,600円)を令和元年8月分保護費の計算において収入認定するための保護変更決定(以下「保護変更決定」という。)に係る起案を行った。なお、これに伴う過支給額(8,600円)については、同年11月分保護費に収入充当するものとした。

(セ) 令和元年10月25日

処分庁職員は、保護変更決定に係る所定の決裁を得た。

(ソ) 令和元年11月1日

請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。処分庁職員は、請求人に対し、還付金の返納等について、改めて説明を行った。令和元年8月に受け取った6月分還付金(8,600円)については、受取月にて収入認定のうえ、過支給額については同年11月分保護費に収入充当されていることを説明した。なお、同年7月に受け取った4月分還付金(8,600円)については、収入充当処理が不可のため、本件決定後に納付書による返還となることを説明した。

(タ) 令和元年11月14日

処分庁職員は、本件決定に係る起案を行った。

(チ) 令和元年11月26日

処分庁職員は、本件決定に係る所定の決裁を得た。

(ツ) 令和元年12月6日

処分庁職員は、請求人の自宅を訪問し面談を行った。処分庁職員は、請求人に対し、本件決定に係る本件決定通知書及び納付書を手渡した。なお、納付期限までに納付するよう指示したところ、請求人は了承した。

#### イ 処分庁の意見

(ア) 請求人が令和元年7月17日に受け取った還付金については、請求人が保護受給前に令和元年4月分の年金から特別徴収により納付した介護保険料8,600円について還付決定がなされたものであるが、これについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-エ-(イ)にいう「その他の臨時的収入」として8,000円を超える額を当該月の収入として認定するものである。

(イ) ところが、請求人は、当該還付金について収入申告するよう処分庁から再三指導されていたにもかかわらず、長期間に渡ってこれを怠ってきたため、実際に収入申告がなされた令和元年10月4日時点においては、令和元年7月分の保護費を遡及変更することが不可となっていた。そのため、保護費の事後調整の方法として、法第63条を適用するものとして本件決定を行ったところである。

(ウ) もっとも、本件決定については、請求人の責めにより保護の遡及変更可能期間(当月からその前々月まで)を超えた期間についての法第63条適用であることから、自立更生免除を考慮する余地はないものとする。なお、処分庁が請求人に交付した本件決定に係る本件決定通知書において、請求人の生活保護の適用年月日を「平成元年5月22日」と表記しているが、これは「令和元年5月22日」の記載誤りであり、本件決定の効力等に何ら影響を及ぼすものではないことを念のため申し添える。

(エ) 以上のことから、本件決定は、法令その他の関連通知に基づき適正に行われたものであり、請求人が主張する違法不当なものではないことから、本件審査請求は棄却されるべきものとする。

(2) 審理員が令和2年9月16日に受理した処分庁の再弁明書には、以下の記載がある。

ア 介護保険料の還付金に係る生活保護上の収入認定の方法の差異については、ケース記録票(令和元年11月1日(後記(3)ケ)、同年12月9日記録など)にあるように説明を繰り返して行ってきたところであり、また、請求人の主張するような暴力的な言動でもって不当

な扱いをしたという事実はない。

イ 本件決定に係る通知について、当該職員はその内容を隠して、請求人に本件決定通知に係る受領署名をさせたことについては、通常、同様の処分に係る通知を手交する場合、当該通知を見せ、必要に応じ説明を加えたうえで渡し、その控えの裏面に受領したことの署名を得ている。かかる通知の手交時においても同様の取扱いをしており、請求人が主張するような事実はない。

なお、本件決定に関しては、前記（１）において述べたとおり、法令その他の関係通知に基づき適正に行われたものであり、何ら違法不当なものではない。

（３）処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年６月２８日付けのケース記録票には、「請求人に健康保険と介護保険の届いた通知を見せるよう伝えるも、今はない、そんなにいっぺんに言われると分からなくなるでしょと不満な様子。昨日の電話と同様、当職の対応についての指摘を一方的に３０分ほど述べられる。建設的な話もできず、時間が１０時２０分になっていたため退出。年金通知書の提出依頼、介護保険料の還付の有無についても確認の必要があるため、必ず来所するよう伝えた。」との記載がある。

イ 令和元年７月１９日付けのケース記録票には、「前居住市役所介護保険係に架電、介護保険料の還付について詳細確認。４月年金分８，６００円、６月年金分８，６００円還付が発生している。４月分については７月８日付還付通知発送、請求人７月１７日に窓口に取り来ている。６月分については８月上旬に還付通知発送予定とのこと。」との記載がある。

ウ 令和元年７月２３日付けのケース記録票には、「最低生活費の金額と保護の支給について。生活保護の制度について改めて説明した。」との記載がある。

エ 令和元年９月９日付けのケース記録票には、「介護保険料についての問い有り、９月１２日１３時来所すること、当職了承。」との記載がある。

オ 令和元年９月２５日付けのケース記録票には、「当職からも確認したいことがあると伝えただうえで、転入に伴い、前居地での介護保険料の還付が発生していないか確認した。請求人より還付金を一部受け取ったとの言葉があった。介護保険料についても当職からの説明がないとのことだが、８月より請求人との来所約束があり説明する機会を設けていたが、一向に来所が実現していないこと指摘するも自分にも都合があるから仕方ないでしょとの回答。還付金について、収入申告を行う必要があること説明し、法第２７条に基づき口頭指導とした。収入申告を行う期限を９月２７日金曜日とした。」との記載がある。

カ 令和元年９月２７日付けのケース記録票には、「介護保険課に介護保険料について説明を

受けていたため遅くなったとのこと。介護保険料については概要は理解した模様。介護保険料加算について、どのように支払えばよいか等の記載がなかったと席につくと同時に請求人の主張を述べ立てる。納付方法について説明する機会を当初来所を約束していた8月から待っていた、当職も訪問したが不在であったことを告げるも当職の話に聞く耳をもたず。還付金を受け取っていることについて、再度確認したところ受け取っていることを認めた。

SV同席のもと、前居住市で生じている介護保険料還付金について、還付通知書とともに10月4日までに収入申告をするよう、法第27条に基づき口頭指導した。請求人に金曜日までに提出するよう記載したメモと一緒に収入申告書を2枚手渡した。」との記載がある。

キ 令和元年10月1日付けのケース記録票には、「前居住市、介護保険課に架電。8月発送された還付通知について、発送日と受取日を確認。8月8日付、請求人8月23日に受け取りに来ているとのこと。」との記載がある。

ク 令和元年10月4日付けの収入申告書には、「5 その他の収入(略) 有 内容 介護保険過誤還付金(4月) 収入額 8,600円」との記載がある。

ケ 令和元年10月4日付けの収入申告書には、「5 その他の収入(略) 有 内容 介護保険過誤還付金(6月) 収入額 8,600円」との記載がある。

コ 令和元年10月4日付けのケース記録票には、「介護保険料は処分庁管内市では4月から発生しているが、処理の関係上4月分は5月分に上乘せ処理されていること、全て納付書払いになっており、金額が確定した8月に介護保険料加算をまとめて支給していることを改めて説明した。請求人より、介護保険について一切の説明がなかったとの訴えがあるも、訪問時に介護保険料については金額確定後に書類が届くこと、また、転入前の自治体から還付がされることになるため書類が届き次第報告するよう説明したこと指摘するも、一切聞いていないと当職や処分庁の対応について不満を30分ほど述べ立てる。また詳細についての説明がないとの主張に対し、8月来所時に説明する約束をしていたこと指摘するも、予定が入るため変更はしかたないでしょとの返答のみであった。

前居住市からの介護保険料還付については収入申告する必要があること再度説明した。印鑑不所持とのことだが収入申告書、前居住市還付通知書のコピー收受。4月分8,600円、6月分8,600円の還付金受領日を聴取するも覚えていないとのこと。還付通知が発送されて以降、現金手渡しで受け取ったとのこと。受領日については当職から該当機関に確認をとってよいとのことであった。返還方法について問い有り。8,600円については11月保護費に収入充当処理すること説明。請求人了承。残りの分については書類作成次第、連絡いれることとなった。」との記載がある。

サ 令和元年11月1日付けのケース記録票には、「請求人に介護保険料還付金の支払い方法について再度説明を行う。8月に受け取った分については11月保護費に8,600円充当しているため、差し引き後の金額18,318円が支給されること伝えた、請求人了承。

(略) 7月に受け取った分については、充当処理できないため納付書で返還となることを説

明した。(略) 請求人了承。」との記載がある。

シ 令和元年12月6日付けのケース記録票には、「現在は請求人が介護保険料を納付書で支払うようになっているが、今後、年金から特別徴収として引かれる可能性についても言及した。介護保険過誤還付金についての法第63条費用返還についての通知と納付書を手渡した。4月分であり6月分8,600円収入充当分との違いについて入念に説明をした。期日までに納付するよう指示、請求人了承」との記載がある。

## 理 由

### 1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条第1項は、「保護の補足性の原理」について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

### 2. 本件決定について

(1) 法第63条に基づく返還額の決定について



本件決定についてみると、請求人は、前居住市において特別徴収された令和元年4月分の介護保険料還付金（各8,600円）を同年7月17日に受領していたものの、収入申告を同年10月4日に提出したことから、保護費の遡及変更可能期間（発見月からその前々月分まで）を超えてしまったため、処分庁は支給した保護費の事後調整の方法として、法第63条を適用し、本件決定を行ったことが認められる。

(2) 自立更生控除について

処分庁は本件決定について、請求人の責めにより保護の遡及変更可能期間（当月からその前々月分まで）を超えた期間についての法第63条適用であることから、自立更生免除を考慮する余地はないものとする旨主張している。

しかしながら、法第63条に基づく費用返還における自立更生経費の控除についての適用は、前記1.(3)により、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否かについて具体的に検討したことにより判断されるものであり、仮に、本件決定の過程において、請求人の責めに帰すような要因があったとしても、これにより、自立更生経費控除を適用除外とする規定は見当たらない。

また、処分庁は、前居住市における特別徴収された介護保険料還付金等について、収入未申告等の疑義が発生した場合に、被保護者自身への事実確認のほか関係機関への確認調査等を行うにあたっては、保護費の遡及変更可能期間を考慮しつつ、適切な事務処理に努めることに留意すべきものと言える。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件決定に至る判断の過程において、請求人の収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、本件決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

なお、請求人は、処分庁の説明不足等について繰々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年11月9日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

